

特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料

2026年3月

中国電力ネットワーク株式会社

- 本資料は、2026年度から特定計量システムの利用が可能になることを受け、受電点事業者向けに制度の趣旨や、特定計量システムの概要、特定計量システムを利用したサービスおよびサービスの申込方法等について説明を行なうものです。
- なお、本資料は、2026年1月にお知らせしたし内容を更新（2026年3月上旬公開としていた章の追加および公開済みの内容の一部加除修正）のうえ、再公開するものです。

章	項目	頁
1-1.特定計量制度の概要	1-1-1.制度導入の背景および内容	5
1-2.特定計量システムの概要	1-2-1.特定計量システムの概要	6
1-3.特定計量システムを利用するサービスの分類 およびスキーム	1-3-1.特定計量システムを利用するサービスの分類	7
	1-3-2.パターン1(需給調整市場における調整力の 供出)の概要	8
	1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要	9
	1-3-4.受電点・機器点の組合せ	10
2-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関 係規程類	2-1-1.特定計量システムの利用に際して遵守する 関係規程類	12
2-2.特定計量システムの利用に際して必要となる 技術要件	2-2-1.特定計量システムの利用に際して必要となる 技術要件	13
3-1.特定計量システムの申込種別について	3-1-1.特定計量システムの申込種別について	15
3-2.新設申込みについて	3-2-1.新設申込みに際しての要件	16
	3-2-2.新設申込みに際しての留意点	17~18
	3-2-3.新設申込みに際してのお願い事項(機器点 計量器等の設置)	19
	3-2-4.新設申込みの方法等	20~21
	3-2-5.新設申込みのフロー	22

章	項目	頁
3-3.廃止申込みについて	3-3-1.廃止申込みの方法等	23~24
	3-3-2.廃止申込みのフロー	25
3-4.登録情報変更申込みについて	3-4-1.登録情報変更申込みの方法等	26
	3-4-2.登録情報変更申込みのフロー	27
4-1.特定計量システムを用いたサービス内容	4-1-1.計量値の収集(全体)	29
	4-1-2.電力量算定の単位および提供桁数(全体)	30
	4-1-3.電力量の算定(パターン1)	31~32
	4-1-4.電力量の算定(パターン2)	33~34
	4-1-5.電力量の算定(同一特例計量器等でパターン1+パターン2を利用する場合)	35
	4-1-6.電力量データの提供(パターン1)	36
	4-1-7.電力量データの提供(パターン2)	37
5-1.特定計量システムのご利用に際して	5-1-1.サービス利用に際しての留意点(パターン1および2)	39
6-1.定義	6-1-1.用語の定義	41~42

1-1. 特定計量制度の概要

1-2. 特定計量システムの概要

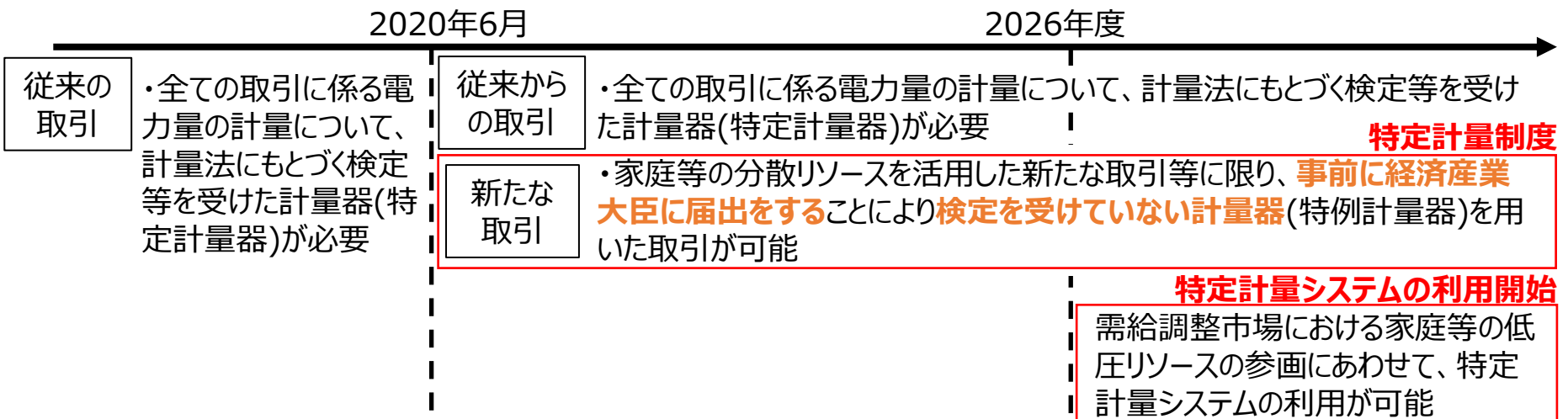
1-3. 特定計量システムを利用するサービスの
分類およびスキーム

1-1-1. 制度導入の背景および内容

▶ 特定計量制度導入の背景

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現しています。また、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器（パワーコンディショナー、EVの充放電設備など。以下「特例計量器」という。）の利用ニーズが高まっているところです。
- そこで、昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るために**2020年6月**に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、電気計量制度の合理化を図る措置（＝特定計量制度）が盛り込まれました。
- 本制度は、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引等に限り、事前に届出を行なった事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要者を保護する観点から、使用する特例計量器の精度の確保や需要者への説明を求め、その**届け出た電力量の取引等においては、特例計量器の計量値を使用することができるものです。**
- 計量値の収集にあたっては、次世代スマートメーターを活用した特定計量システムを通じてデータ収集することが、次世代スマートメーター制度検討会にて整理されました。なお、**特定計量システムは、2026年度から利用可能となります。**

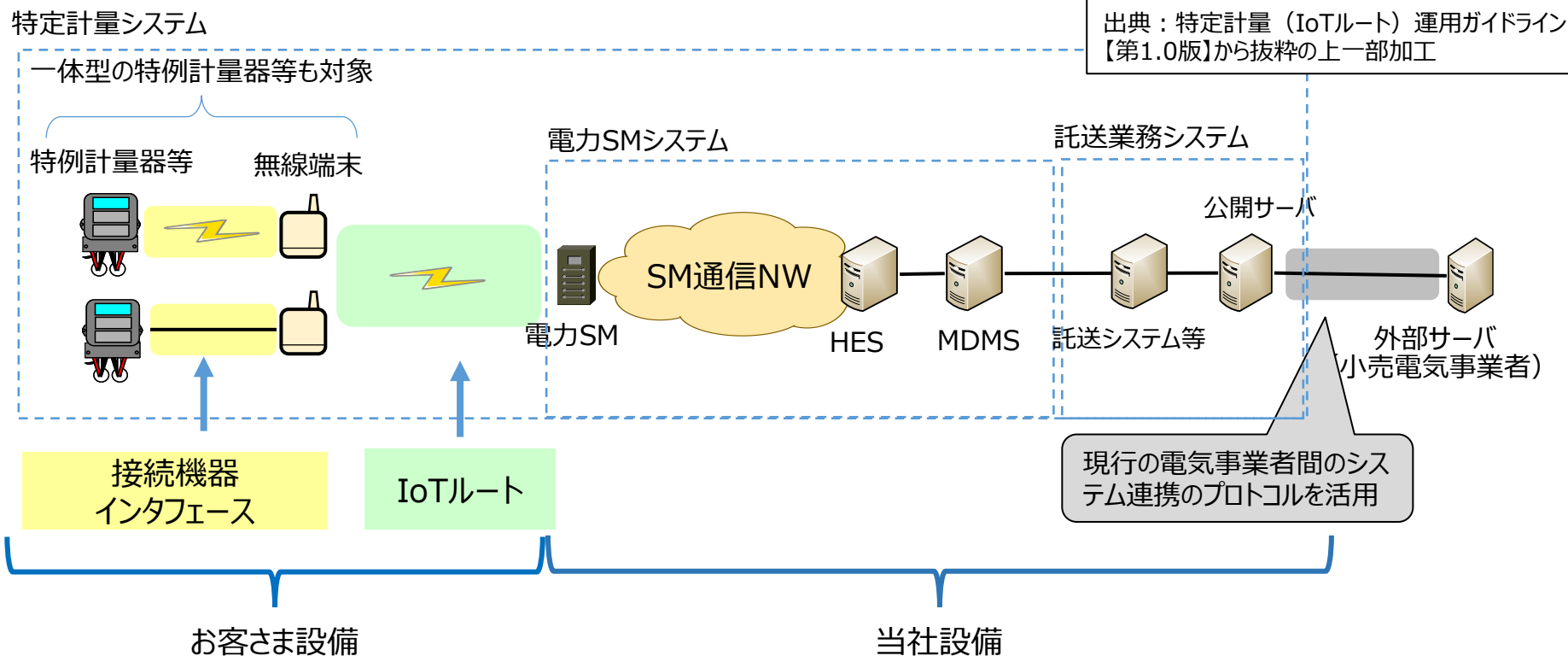
【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html



1-2-1. 特定計量システムの概要

▶ 特定計量システムの構成

- 特定計量システムとは、電力SMシステムを介して特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうものです。
- 特定計量システムは、当社供給エリアにおいては、2027年1月を目途に開始する予定です。
※受電点が低圧の機器点を対象とする取引から開始となり、受電点が高圧の機器点を対象とする取引は2027年4月開始予定となります。
- 2026年4月以降、各サービスのお申込みは可能ですが、システム運用開始までの期間においてはIoTルートを介した計量値の収集が実施できないため、毎月、受電点事業者から当社へ機器点の計量値を提供いただく必要があります。
- 詳細の構成イメージは以下のとおりです。



※計量法の規定を満たす特定計量器（電力量計等）を含む

7

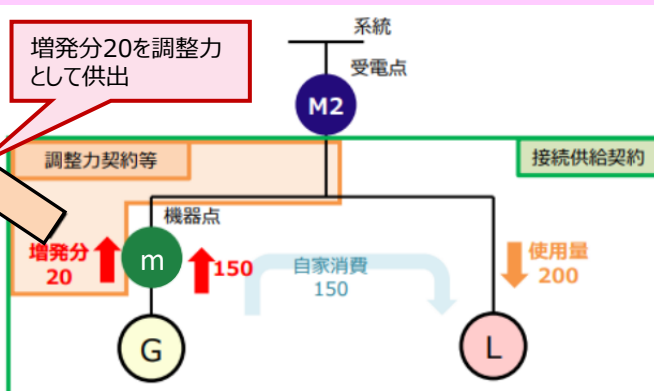
1-3-1. 特定計量システムを利用するサービスの分類

■ 特定計量システムを利用するサービスには、需給調整市場における調整力の供出（以下「パターン1」という。）と機器点電力量提供サービス（以下「パターン2」という。）があります。

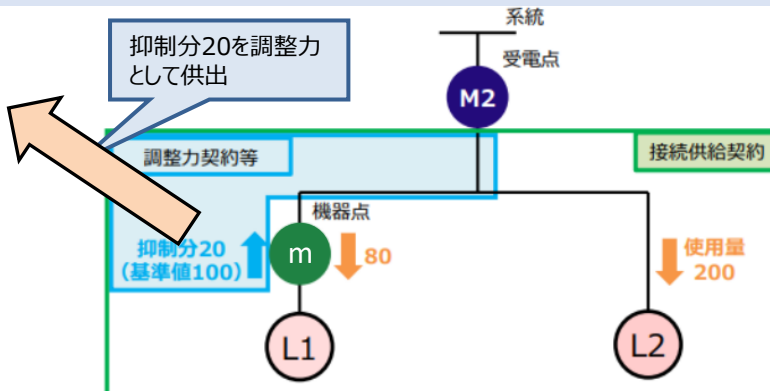
出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

（パターン1） 需給調整市場における調整力供出

【発電・放電リソースの場合】
機器点からの調整力供出分（下図の「20」）を把握するための調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、その契約の中で調整力を供出する。

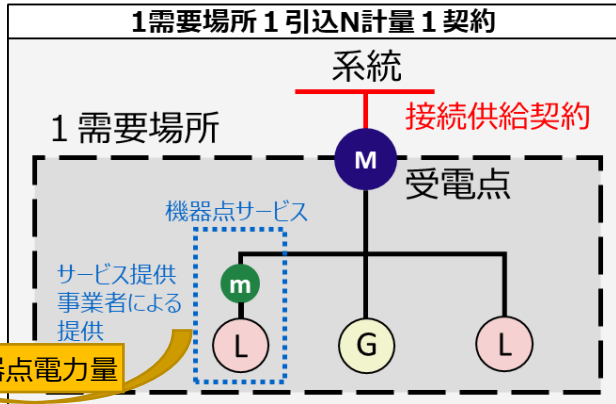


【需要負荷抑制の場合】
機器点での基準値（下図の「100」）を設定し、機器点での実測値（下図の「80」）との差分（下図の「20」）を、調整力の量として把握する調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、調整力を供出する。



（パターン2） 機器点電力量提供

当社は、機器点の計量値を受電点事業者へ提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供する。

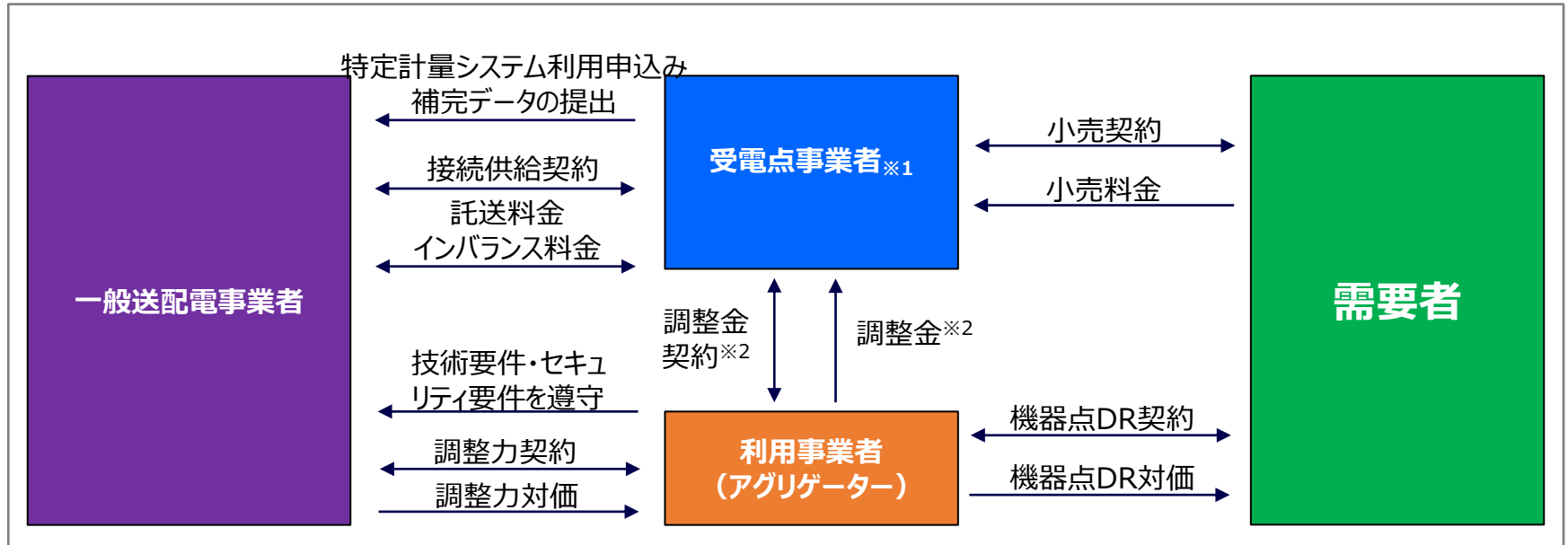


1 需要場所 1 引込 N 計量 1 契約

1-3-2.パターン1（需給調整市場における調整力供出）の概要

- 需給調整市場における調整力の供出のために、当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を活用することをいいます。
- 計量値提供の開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 当社と利用事業者（アグリゲーター）の間では調整力契約を締結します。
- 受電点事業者と利用事業者（アグリゲーター）の間では、必要に応じて、調整力の供出に伴う便益を調整するための調整金契約を締結します。

➤ パターン1における各事業者の関係（イメージ）



※1 パターン1の場合、受電点事業者に対しては機器点電力量の提供は行なわない

※2 従来のネガワット調整金と同様の仕組みとなる。

1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要

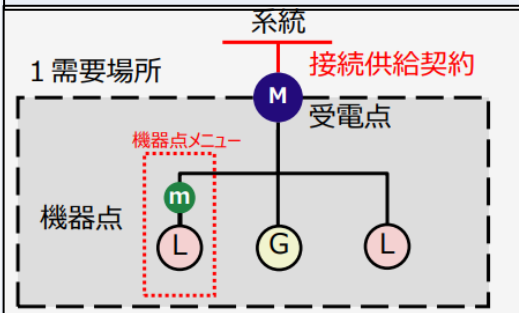
- 当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値(順潮流の計量値に限る)を、受電点事業者へ提供することをいいます。
- サービス利用の開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 受電点事業者と利用事業者(サービス提供事業者)が異なる場合、利用事業者(サービス提供事業者)は需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、受電点事業者から機器点の計量値を受け取る必要があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

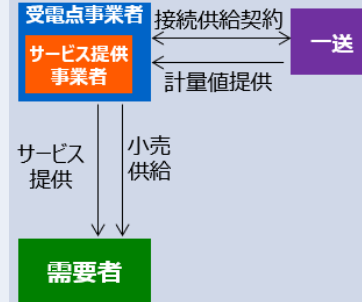
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社から受電点事業者に提供し、当該受電点事業者が機器点の計量値を用いた小売料金メニュー等を需要者へ提供するケース。

1需要場所 1引込N計量1契約



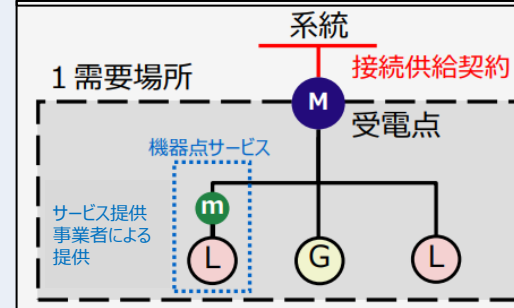
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合



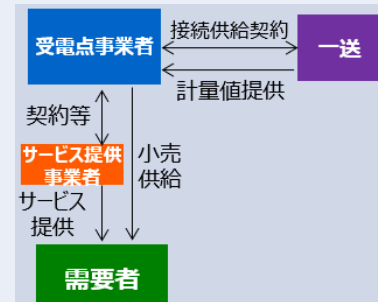
受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社は受電点事業者へと提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供するケース。

1需要場所 1引込N計量1契約



受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合



※ 6スライドのとおり、当社供給エリアにおける特定計量システムの運開は2027年1月を目途に開始を予定しており、システム運用開始までの期間においてはIoTルートを介した計量値の収集が実施できないため、毎月、受電点事業者から当社へ機器点の計量値を提供いただく必要があります。

1-3-4.受電点・機器点の組合せ

- 各サービスにおける電力SMと特例計量器等の組合せは下表のとおりです。
- 1 供給地点ごとに接続可能な特例計量器等の台数は4 台までといたします。

凡例：高圧 低圧

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

電圧区分	パターン1	パターン2
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高・低圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 低圧 機器点 = 低圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)

2-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する
関係規程類

2-2. 特定計量システムの利用に際して必要となる
技術要件

2-1-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類

➤ 特定計量の開始に際しての経済産業大臣への届出

- 特定計量制度の利用にあたっては、事前に経済産業大臣への届出が必要となります。
- 経済産業大臣への届出に関する詳細については、経済産業省のHPをご確認ください。

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html#p05

➤ 特定計量システムの利用に際して遵守する規程等

- 特定計量システムの利用に際しては、サービスにより以下の規約を遵守していただく必要があります。

サービス	規程
パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryoguideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン https://www.energia.co.jp/nw/service/info_use/measurement/ ● 取引規程(需給調整市場) https://www.eprx.or.jp/outline/announcement.html
パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryoguideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン https://www.energia.co.jp/nw/service/info_use/measurement/ ● 機器点電力量提供に係る利用規約 https://www.energia.co.jp/nw/service/info_use/measurement/

2-2-1. 特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件

- 特定計量システムの利用に際して、特定計量システム外部接続基準・ガイドラインに記載する技術要件を満たしていただきます。
- 必要となる技術要件については、12ページに掲載しておりますリンク先から当該基準・ガイドラインをご参照ください。
- なお、特定計量システムの利用にあたって、当該基準・ガイドラインには当社と利用事業者の間で必要な合意事項が記載されており、当該合意事項について利用事業者から承諾をさせていただきます。
- また、特定計量システムに関するセキュリティインシデント等の発生時における当社との連絡窓口については受電点事業者にご担当いただきます。

当社と利用事業者の間で必要な合意形成



3-1. 特定計量システムの申込種別について

3-2. 新設申込みにについて

3-3. 廃止申込みにについて

3-4. 登録情報変更申込みにについて

3-1-1. 特定計量システムの申込種別について

■ 各種申込みパターンの例は以下のとおりです。

申込種別	具体的な申込みケース
新設申込みが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 新たに特定計量システムの利用を開始したい場合（同一供給地点において新たに機器点を追加したい場合を含む） 受電点契約スイッチング（以下「SW」という。）後も引き続き特定計量システムを利用したい場合（申込者はSW後の受電点事業者となる） 受電点契約再点に伴い再度特定計量システムを利用したい場合 サービスの追加を行なう場合（「パターン1⇒パターン1+パターン2」、「パターン2⇒パターン1+パターン2」）
廃止申込みが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 特定計量システムの利用を終了したい場合（同一供給地点にある複数機器点の内、一部機器点の利用を終了したい場合を含む） サービスを一部廃止する場合（「パターン1+パターン2⇒パターン1」、「パターン1+パターン2⇒パターン2」）
廃止申込と新設申込の両方が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等や無線端末等の設備取替を実施する場合 例：無線端末を取り替える場合、利用中機器点の廃止申込の上、新規ご利用開始申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、無線端末ID等を取替後の情報に更新してご入力ください）。 サービスの変更を行なう場合（「パターン1⇔パターン2」） 例：「パターン1」から「パターン2」に利用サービスを変更したい場合、利用中機器点の廃止申込の上、パターン2の新規ご利用開始申込が必要となります。
登録情報変更申込みが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 連絡先が変更となる場合 認証パスワードが変更となる場合 パターン1において機器点リソースの種類を変更する場合（「発電のみ⇔需要のみ」、「需要のみ⇒需要+発電」、「需要+発電⇒発電のみ」等）

3-2-1.新設申込みに際しての要件

- 新設申込みにあたり、主な利用要件は以下のとおりです。
- その他詳細な利用要件については、12ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量値提供に係る利用規約」をご参照ください。

<主な利用要件>

- 受電点事業者がサービスの利用申込みを行なうこと。
- 「特定計量制度に係るガイドライン」、「特定計量(IoTルート)運用ガイドライン」にもとづく機器点計量器等が設置されること。また、経済産業大臣へ必要な届出を実施済みであること。
- パターン1に該当する場合は、以下の要件も遵守していただく必要があります。
 - ・当社が受電点事業者または取引会員へ本サービスの利用に必要な需要者または発電者に関する事項について提供することおよび当社が提供を受けることについて需要者および発電者が承諾していること。
 - ・受電点事業者、取引会員、需要者、発電者が関係法令および関係ガイドラインを遵守すること。
- なお、パターン2に該当する場合は、以下の要件も遵守していただく必要があります。
 - ・受電点事業者が需要者および利用事業者から機器点電力量提供に係る利用規約の遵守について承諾をえていること。
 - ・当社が本サービスの利用に必要な機器点使用電力量等の情報を受電点事業者に対して提供することおよび受電点事業者から受領することについて需要者が承諾していること。
 - ・受電点事業者、需要者および利用事業者が関係法令および関係ガイドラインを遵守すること。

3-2-2.新設申込みに際しての留意点

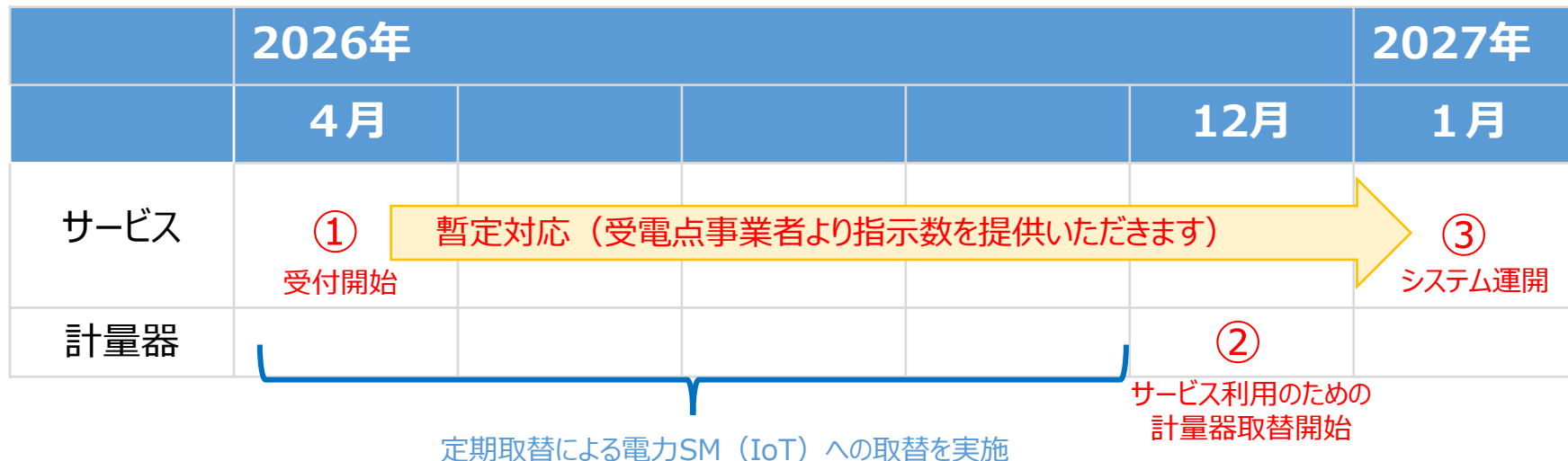
▶ 利用申込みに際しての留意点

- 利用申込みにあたり、主な留意点は以下のとおりです。
- その他詳細な留意点については、12ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量提供に係る利用規約」をご参照ください。

<主な留意点>

- 当社供給エリアにおける特定計量システムの運開は2027年1月を予定しており、システム運用開始までの期間においてはIoTルートを介した計量値の収集が実施できないため、毎月、受電点事業者から当社へ機器点の計量値を提供いただく必要があります。
※パターン1でお申し込みの場合も、約定の有無に関わらず毎月計量値を提供いただきます。
- 上記に伴い、本サービス利用申込に起因するIoTルートに対応する電力SM（以下、「電力SM（IoT）」という。）への取替についても、2026年12月頃から取付を開始させていただきます。
※特定計量システム運開までの当社対応のスケジュールにつきましては、18ページを参照ください。
- 申込みをお断りする条件
ご利用に際し、以下の条件に該当する場合は、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
 - ・自動検針の対象外の地点である場合
 - ・IoTルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
 - ・IoTルートに対応する計量器のラインナップが無い場合
 - ・その他当社が本サービスを提供できないと判断した場合
- 予備送電サービスにおける計量器の設置台数
常時の接続送電サービスとは異なる電力SMで予備送電サービスを計量している場合であっても、接続可能な特例計量器等の台数は4台までとします。
- 分割接続供給等の地点における申込み
分割接続供給等の地点は各機器点に対して片方の受電点事業者からの申込みとさせていただきます。なお、同一機器点に関して異なるサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく同一の受電点事業者から申込みをお願いします。

➤ 当社特定計量システム運開までのスケジュール



①2026年4月

サービス利用の申込みの受付を開始します。③の特定計量システム運開までの間は、IoTルートを経た計量値の収集が実施できないため、毎月、受電点事業者から当社へ機器点の計量値を提供いただきます。
※パターン1でご利用の場合も、調整力精算有無に関わらず毎月計量値を提供いただきます。

②2026年12月頃

特定計量システムご利用のための電力SM（IoT）への取替を開始します。
（2026年11月以前も、現在設置されている計量器の検定期限満了による電力SM（IoT）への取替は実施しております。②の時点で特定計量システムのご利用申込をいただいております。電力SM（IoT）へ取替が完了していないお客さまにつきましては、②以降順次取替を実施いたします。）

※計量器取替後も③までの期間は引き続き暫定対応により指示数を提供いただきます

③2027年1月予定

当社特定計量システムの運開に伴い、暫定対応を解消し、IoTルートによる使用量の収集を開始します。受電点事業者さまからの指示数の提供も、原則として不要となります。

3-2-3.新設申込みに際してのお願い事項(機器点計量器等の設置)

- 利用申込みは、IoTルート開通作業を円滑に実施するため、原則、機器点計量器等の設置後に実施してください。
- また、無線端末の設置場所については、以下を参照のうえ通信が到達できる箇所へ設置してください。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

■ 推奨される無線端末の設置場所

○920MHz帯無線方式「Wi-SUN Enhanced HAN方式」

- 電力SMからの距離が近く、壁等の遮蔽物が少ない場所（部屋）への設置が望ましい。
 - 電力SMと無線端末の距離が離れたり、間に遮蔽物があると、信号は減衰する場合がある。
 - 金属や断熱材の遮蔽物は減衰が大きい場合がある。
- 無線端末設置場所において電波強度を測定した場合、Wi-SUN Allianceが定める受信感度である-88dBm以上の通信強度が確保されることが求められる。
- 利用事業者は、無線端末設置場所を電力SM設置場所との関係からより強い電波強度が得られる場所に設置することを推奨する。

3-2-4.新設申込みの方法等

➤ 新設申込みと申込み方法

- 新設申込みは、新たに機器点で特定計量システムの利用を希望する際に必要となる申込みです。(具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、あらかじめ希望するサービスに応じて、「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量提供に係る利用規約」に同意のうえ、当社所定の様式によりメールにて申込みいただく必要があります。なお、申込みは、**機器点単位**でいただくものとします。
- 機器点計量器等が設置済みの前提で、**サービス利用開始希望日の10営業日前までに**申込みをいただく必要があります。
- 申込みにあたり、ご不明な点がございましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量システム利用申込書

※例としてパターン1の申込書を掲載しております

新設申込み時に必要となる情報

供給地点特定番号	設置予定日	小売電気事業者 代表者氏名
受電地点特定番号※	特例計量器ID(14桁)	小売電気事業者住所
需要者名	精度階級	小売電気事業者 担当者氏名
需要場所住所	計量方向	連絡先
申込種別	無線端末ID/認証ID(14桁)	需要BGコード※
計量開始希望日	認証パスワード(16桁)	発電BGコード※
電気設備の新增設の有無	特定計量の潮流方向※	添付資料
新增設受付番号	小売電気事業者名	
特例計量器等・無線端末等の設置状況	小売電気事業者コード	

※パターン1の場合にのみ必要

3-2-4.新設申込みの方法等

▶ 新設申込みを行なう際の注意事項

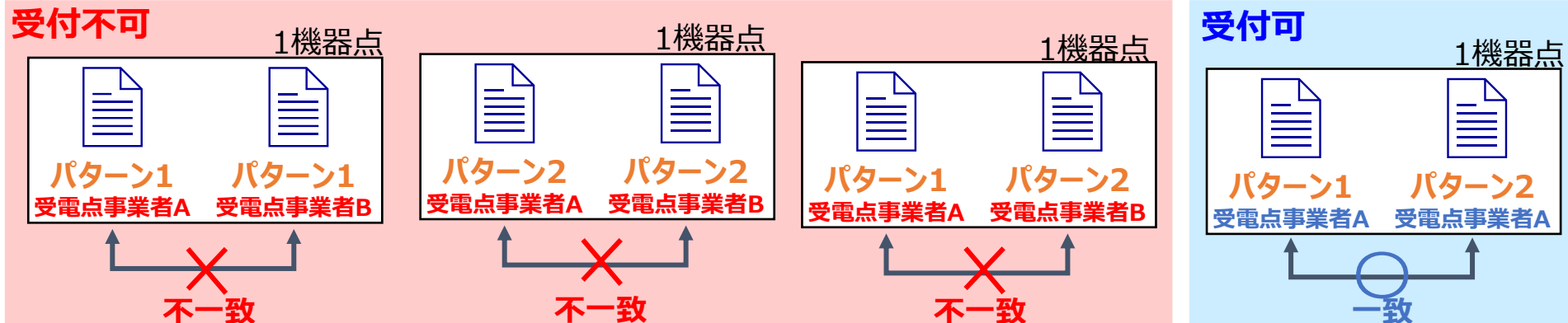
- 分割接続供給等により1地点に複数受電点事業者が存在する場合で、同一機器点に関してサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく、事前に受電点事業者間で調整のうえ、同一の1受電点事業者から申込みをお願いします。
- パターン1の場合、受電点事業者からの特定計量システムの利用申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約の申込みも実施いただく必要があります。
- 本サービスの利用が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。
- また、本サービスの利用開始前に調整力契約申込みの取下げを希望する場合は、特定計量システムの利用申込みについても、取下げの連絡を当社へすみやかにいただく必要があります。

パターン1の場合に必要な申込み

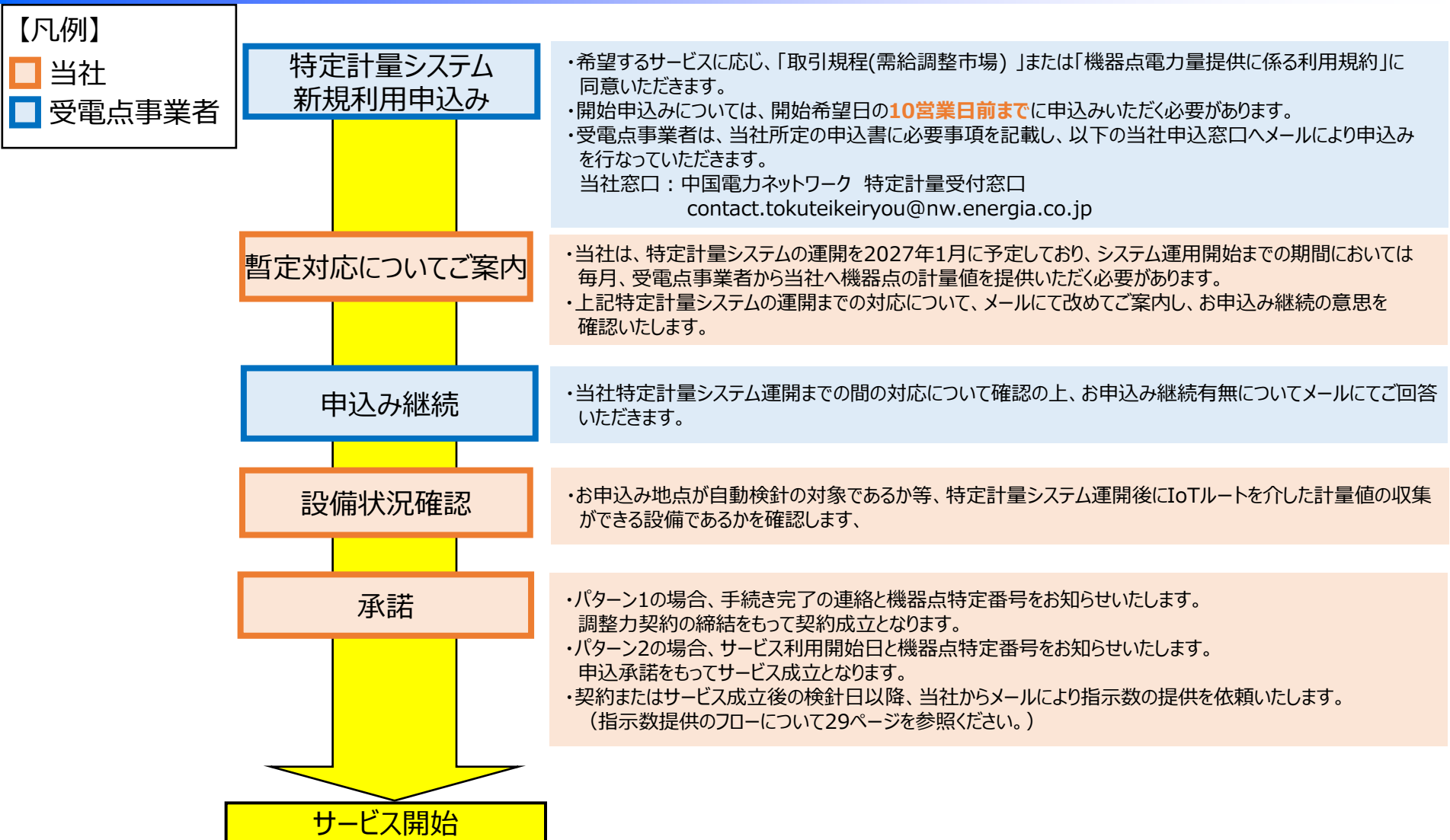
調整力契約の申込取下げ時は、受電点事業者から特定計量システムの利用申込みについて取下げが必要となります。



分割接続供給等の地点における申込み可否



3-2-5.新設申込みのフロー（システム運用開始まで）



3-3-1.廃止申込みの方法等

➤ 廃止申込みと申込み方法

- 廃止申込みとは、特定計量システムの利用終了や特例計量器等および無線端末を取替する場合、またはサービス変更等の際に必要な申込みです。(具体的な申込パターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、当社所定の様式によりメールにて、**終了希望日の10営業日前まで**に申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。
- 特例計量器の取替の実施日につきまして、計量日（パターン1の場合は毎月1日、パターン2の場合は受電点の検針日）の10営業日前までに実施いただくようお願いいたします。
- 申込みにあたり、ご不明な点がございましたら、当社問い合わせ先にお問い合わせください。

特定計量システム廃止申込書

中国電力ネットワーク株式会社 御中
申込日

特定計量システム廃止申込書（パターン1）

■申込内容		■特例計量器情報②	
供給地点特定番号 (22桁)		機器点特定番号	
受電地点特定番号 (22桁)		特例計量器ID (14桁)	
小売電気事業者名		精度階級	
小売電気事業者コード		計量方向	
申込種別		無線端末ID/認証ID(14桁)	
廃止希望日		認証パスワード (16桁)	
		特定計量の潮流方向 <small>※左側が電流の出る方向を示します。</small>	
■特例計量器情報③		■特例計量器情報④	
機器点特定番号		機器点特定番号	
特例計量器ID (14桁)		特例計量器ID (14桁)	
精度階級		精度階級	
計量方向		計量方向	
無線端末ID/認証ID(14桁)		無線端末ID/認証ID(14桁)	
認証パスワード (16桁)		認証パスワード (16桁)	
特定計量の潮流方向 <small>※左側が電流の出る方向を示します。</small>		特定計量の潮流方向 <small>※左側が電流の出る方向を示します。</small>	

※2台以上の特例計量器を廃止される場合は右側の欄をご利用ください

廃止申込み時に必要となる情報

供給地点特定番号	特例計量器ID (14桁)
受電地点特定番号※	精度階級
小売電気事業者名	計量方向
小売電気事業者コード	無線端末ID/認証ID (14桁)
申込種別	認証パスワード
廃止希望日	潮流方向※
機器点特定番号	

※パターン1の場合にのみ必要

3-3-1.廃止申込みの方法等

➤ 廃止申込みの際の注意事項

- パターン1の場合、受電点事業者からの特定計量システムの廃止申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約に関する変更またはリソースの削除申込みを実施いただく必要があります。
- 本サービスが廃止となる前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。

パターン1の場合に必要な申込み

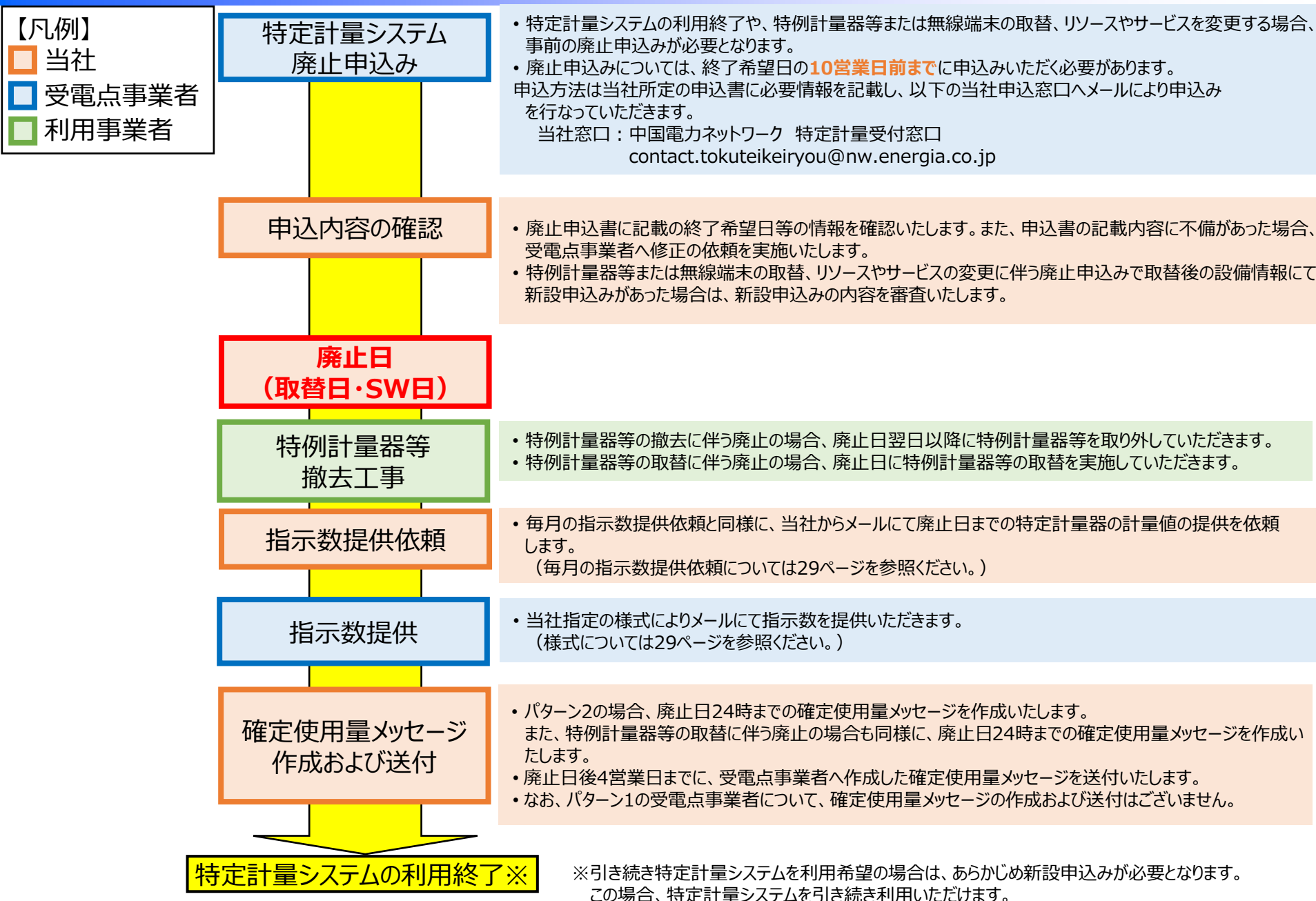


➤ 受電点託送契約の廃止またはSW時の扱い

- 受電点における託送契約の廃止またはSWにあわせ、特定計量システムの利用を終了させていただく場合があり、この場合は、受電点事業者からの廃止申込みは不要です。
- なお、再点またはSW後も、引き続き特定計量システムを利用する場合は、新設申込みが必要となります。

廃止・SWする託送契約	特定計量システムの利用を終了するサービス
接続供給契約	パターン1・2
発電量調整供給契約	パターン1 (同一機器点でパターン1・2の利用がある場合において、パターン2は終了しません。)

3-3-2.廃止申込みのフロー（システム運用開始まで）



3-4-1.登録情報変更申込みの方法等

登録情報変更申込みと申込み方法

- 登録情報変更申込みとは **受電点の契約情報に変更がなく、本サービス内容に変更が生じる場合**に必要となる申込みです。(具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、当社所定の様式により、メールにて **3営業日前まで**にあらかじめ申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量システム登録情報変更申込書

中国電力ネットワーク株式会社 御中		申込日	
潮流方向変更申込書 (パターン1)			
■ 申込内容			
供給(受電)地点特定番号			
小売電気事業者名			
小売電気事業者コード			
機器点特定番号			
変更日			
■ 変更内容詳細			
潮流方向	今回	従来	
以上			

中国電力ネットワーク株式会社 御中		申込日	
特定計量システム変更申込書 (共通)			
■ 申込内容			
供給(受電)地点特定番号			
小売電気事業者名			
小売電気事業者コード			
機器点特定番号			
変更内容			
変更日			
■ 変更内容詳細			
特例計量器情報			
認証バースト	今回	従来	
担当者情報			
担当者氏名	今回	従来	
連絡先	TEL		
	メール		
以上			

登録情報変更申込み時に必要となる情報

供給(受電)地点特定番号

小売電気事業者名

小売電気事業者コード

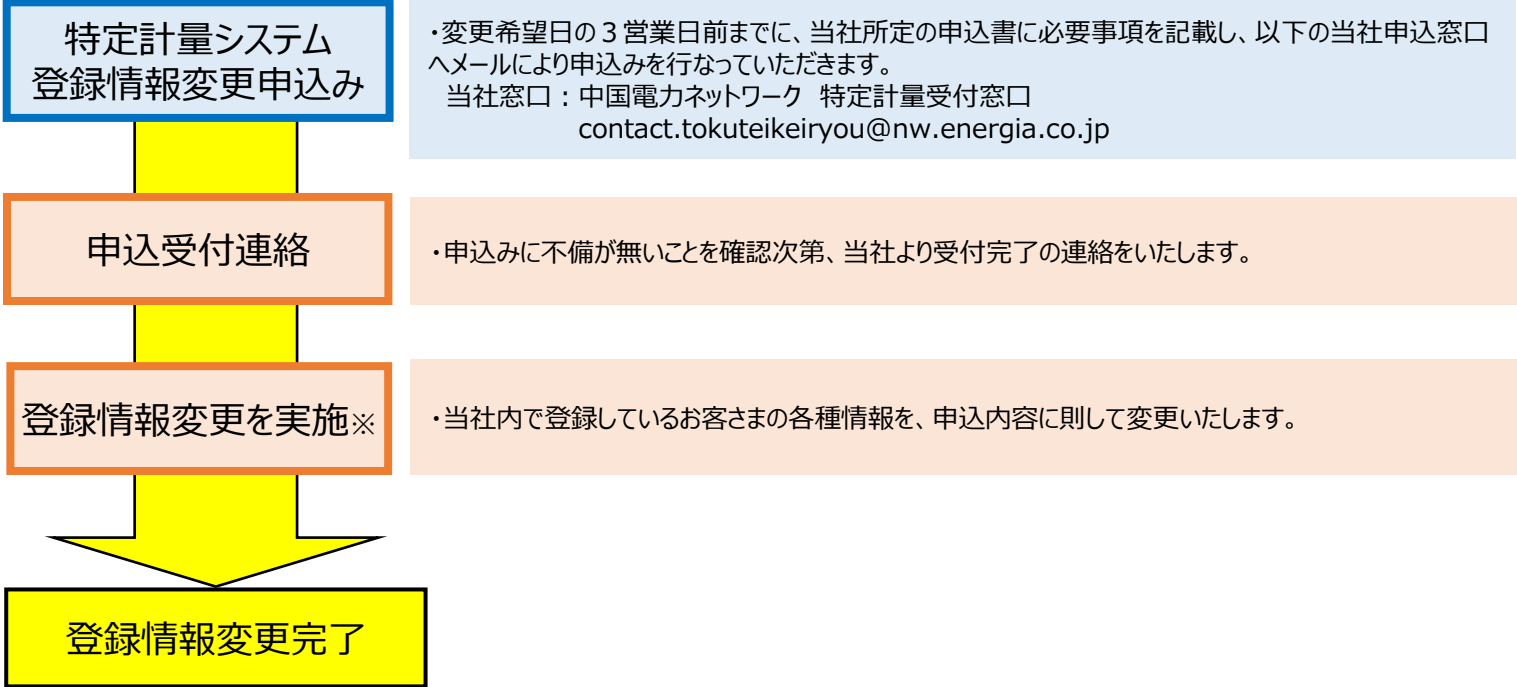
機器点特定番号

変更内容

変更日

3-4-2.登録情報変更申込みのフロー

【凡例】
■ 当社
■ 受電点事業者



4-1. 特定計量システムを用いたサービス内容

4-1-1. 計量値の収集（全体）

➤ 計量値の提供依頼

- 当社特定計量システム運開（2027年1月を目途に予定）までの間は、IoTルートを経た計量値の収集が実施できないため、毎月※、受電点事業者から当社へ機器点の計量値を提供いただきます。
 - ※パターン1でお申し込みの場合も、約定の有無に関わらず毎月計量値を提供いただきます。
- 当社は、毎月計量日（パターン1の場合は毎月1日、パターン2の場合は受電点の検針日）の翌営業日を目途にメールにより受電点事業者へ算定期間※の計量値の提供を依頼します。
 - ※算定期間については31・33ページを参照ください。
- 受電点事業者は、**計量日の翌営業日から起算して10営業日までに**当社所定の様式に指示数を入力の上メールにより当社へ提供いただきます。

計量値提供様式

小売電気事業者+利用パターン単位に1ファイル提出いただきます

8桁で提供いただきます

算定期間の指示数を機器点特定番号+年月日+潮流方向単位に1レコードで作成してください

特定計量システム指示数

1レコード目（利用パターン1の場合）

利用パターン	対象年月
1	202504

2レコード目以降

供給地点特定番号	機器点特定番号	特例計量器ID	乗率	潮流方向	対象年月日	00:00	00:30	01:00	...	22:30	23:00	23:30
11111111111111111111	11111111111111111111	1111111111111111	1	1	20260401	10001.123	10002.456	10003.789	...	10046.123	10047.456	10048.789
...
11111111111111111111	11111111111111111111	1111111111111111	1	1	20260430	19001.123	19002.456	19003.789	...	19046.123	19047.456	19048.789
88888888888888888888	88888888888888888888	8888888888888888	1	1	20260401	80003.789	80003.789	80003.789	...	80046.123	80047.456	80048.789
...
88888888888888888888	88888888888888888888	8888888888888888	1	1	20260430	89001.123	89001.123	89010.123	...	89046.123	89047.456	89048.789

提供項目			
利用パターン	供給地点特定番号	機器点特定番号	特例計量器ID
乗率	潮流方向	対象年月日	指示数

4-1-2. 電力量算定の単位および提供桁数（全体）

➤ 電力量の算定

- 電力量の算定単位は機器点単位とします。
- 当社から受電点事業者に対しての特例計量器等の30分値提供桁数は、電力広域的運営推進機関にて定める電気事業者間のシステム連携に係る規格等に従い、以下のとおりとします。（なお、パターン1での提供については取引規程を参照。）

機器点の電圧区分	特例計量器等の30分電力量提供桁数※1
機器点低圧※2	最大6桁（小数点以下含む）
機器点高圧※3	最大6桁（整数のみ）

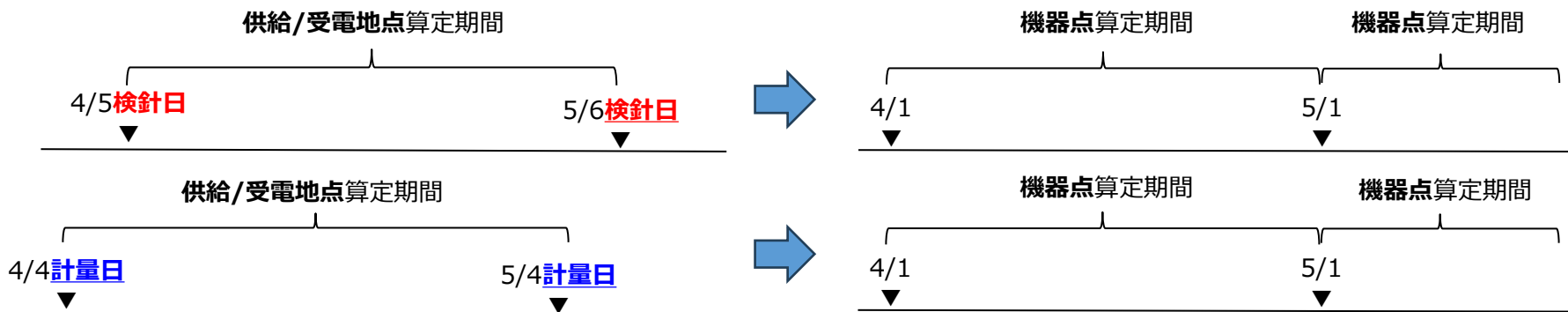
- ※1 特例計量器等から無線端末へ9桁（整数6桁・少数3桁）で連携。無線端末で8桁（整数5桁・少数3桁）へ変換（上1桁目を削除）し、電力SMシステムへ連携。最大6桁に変換し公開サーバ経由で、受電点事業者へ提供。（受電点事業者に提供するのはパターン2のみとなります。）
- ※2 機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）以下のもの。
- ※3 機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）を超えるもの。

4-1-3. 電力量の算定（パターン1）

- 機器点電力量の算定期間は、供給/受電地点の算定期間にかかわらず、原則として前月1日から前月末日までとなります。
- ただし、パターン1を新たに開始する場合の機器点電力量の算定期間は、調整力活用の開始日から当該月の末日までの期間となります。
- また、パターン1を終了する場合の機器点電力量の算定期間は、当月1日から調整力活用の終了日までの期間となります。

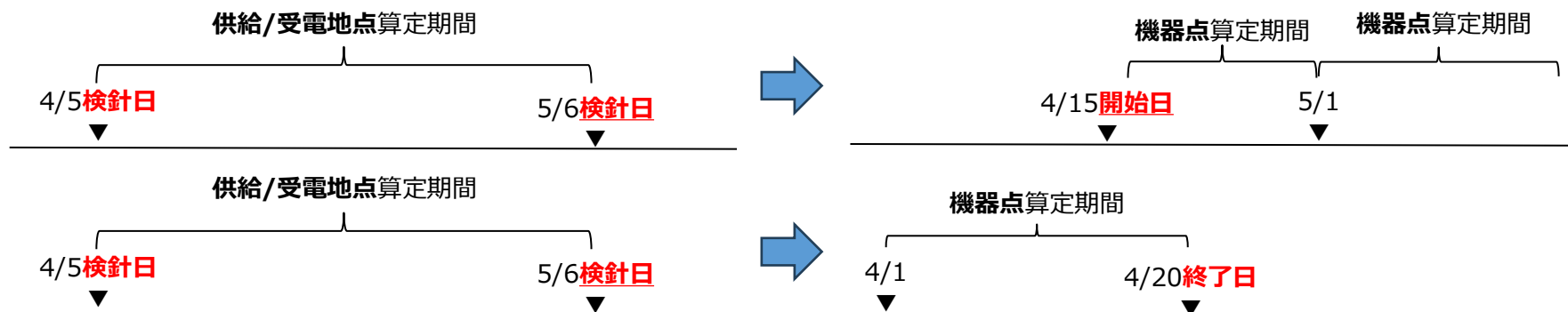
<通常ケース：月内に開始・終了等が発生していない場合>

機器点電力量の算定期間は、前月1日から前月末日（**供給地点・受電地点の算定期間を問わない**）



<例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合>

※以下、4/15にパターン1を開始するケースおよび4/20にパターン1を終了するケースを示す



4-1-3.電力量の算定（パターン1）

- 機器点電力量は、受電点事業者から当社へ提供された計量値により、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、受電点事業者から当社へ提供された計量値が欠測の場合、当社は受電点事業者へ当該欠測を補完するデータの提出を依頼し、当該欠測の解消を行ないます。
- なお、当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し算定します。
- また、長期間にわたる欠測等により均等配分補正が実施できない場合、当該欠測コマの機器点電力量は0 kWhとして取り扱います。

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン
【第1.0版】から抜粋

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

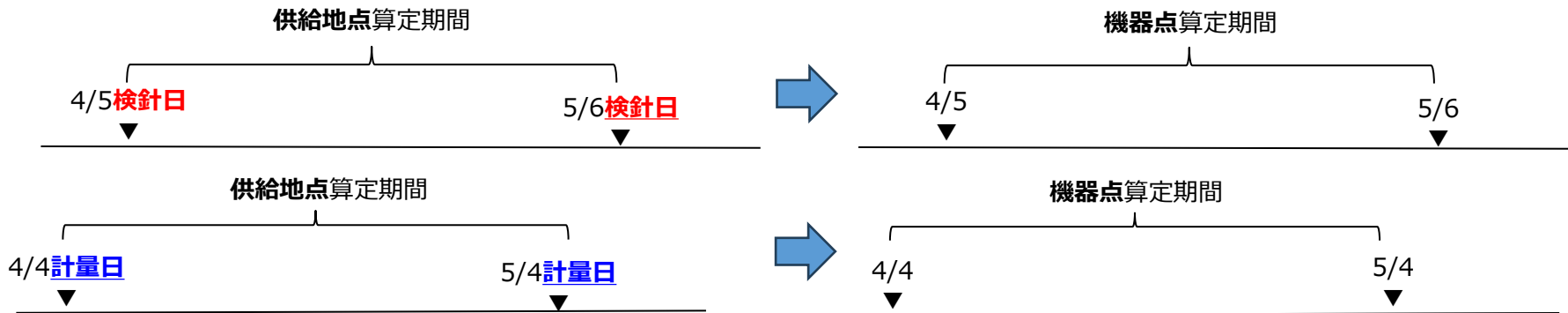
- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日までに補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-4.電力量の算定（パターン2）

- 機器点使用電力量の算定期間は、原則として供給地点における接続送電サービス料金の算定期間と同一となります。
- ただし、パターン2を新たに開始する場合の機器点使用電力量の算定期間は、開始日から供給地点における直後の検針日または計量日の前日までの期間となります。
- また、パターン2を終了する場合の機器点使用電力量の算定期間は、供給地点における直前の検針日または計量日から機器点使用電力量の算定終了日までの期間となります。

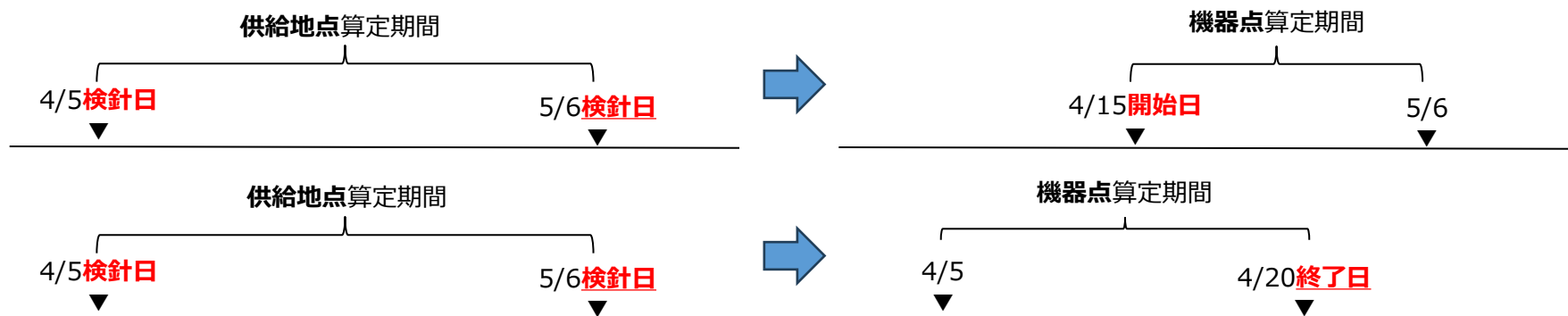
<通常ケース：月内に開始・終了等が発生していない場合>

機器点使用電力量の算定期間は、供給地点と同様（供給地点・機器点の電圧区分の違いは問わない）



<例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合>

※以下、4/15にパターン2を開始するケースおよび4/20にパターン2を終了するケースを示す



4-1-4.電力量の算定（パターン2）

- 機器点使用電力量は、受電点事業者から当社へ提供された計量値により、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、受電点事業者から当社へ提供された計量値が欠測の場合、当該欠測に係る時刻の電力量は欠測として取り扱い
ます。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

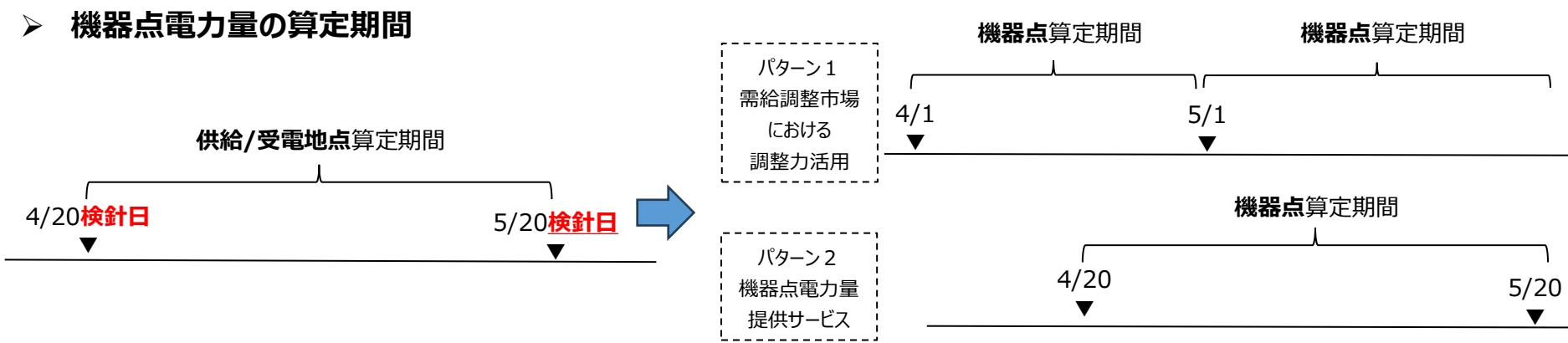
2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
 - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
 - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
 - ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
 - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
 - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-5.電力量の算定（同一機器点でパターン1 + パターン2を実施する場合）

- 機器点電力量の算定は、4-1-2“電力量の算定(パターン1)”および4-1-3“電力量の算定(パターン2)”それぞれにもとづいて実施します。
- なお、パターン1で受電点事業者の補完データにより欠測を解消した場合、当該補完データにもとづき算定した機器点電力量をパターン2においても提供することがあります。



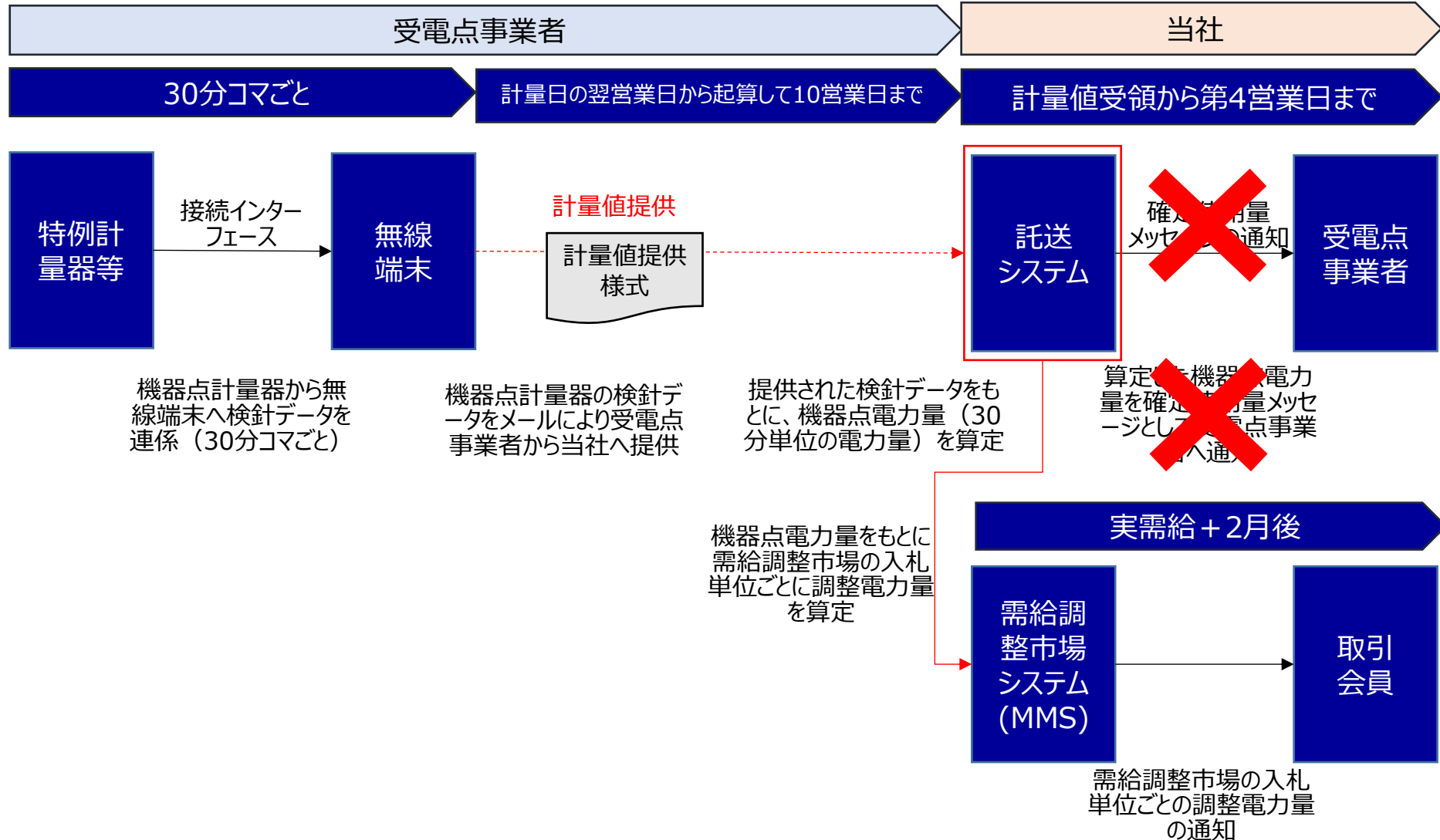
➤ **パターン2におけるパターン1の補完データの利用**

<凡例> ○ : 検針値あり × : 欠測 ○ (赤) : 補完データによる欠測解消

	4/20	パターン1 算定日			5/1	5/15	パターン2 算定日				
5/1断面	○	×	×	×							
5/15断面	○	○ (赤)	○ (赤)	○ (赤)	×	×	×				
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">パターン1における算定期間（4/1～4/30）の欠測を補完データにより解消</div>											
5/20断面	○	○ (赤)	○ (赤)	○ (赤)	×	×	×	×	×		
<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">パターン2における算定期間（4/20～5/20）のうち、補完データにより欠測解消したコマについては、補完データにより提供</div>											

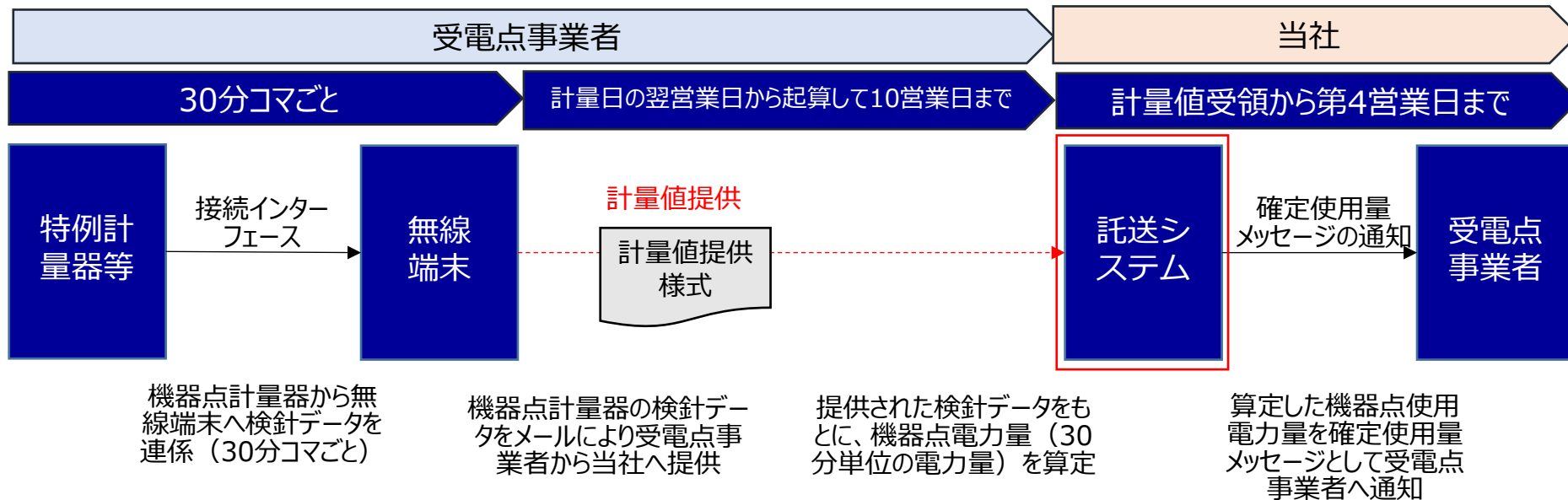
4-1-6.電力量データの提供(パターン1)

- パターン2とは異なり、確定使用量メッセージとして機器点電力量を受電点事業者へ通知いたしません。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データおよび月中でサービスの利用を終了する場合の電力量の算定期間に関する扱いはパターン2と同様です。



4-1-7.電力量データの提供(パターン2)

- 受電点事業者からの計量値受領日から起算して原則第4営業日までに特定計量月間確定使用量メッセージとして機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データについては、機器点使用電力量の算定対象外といたします。
- なお、月中でサービスの利用を終了する場合は、原則機器点使用電力量の算定期間終了日の翌日に確定使用量メッセージとして機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。



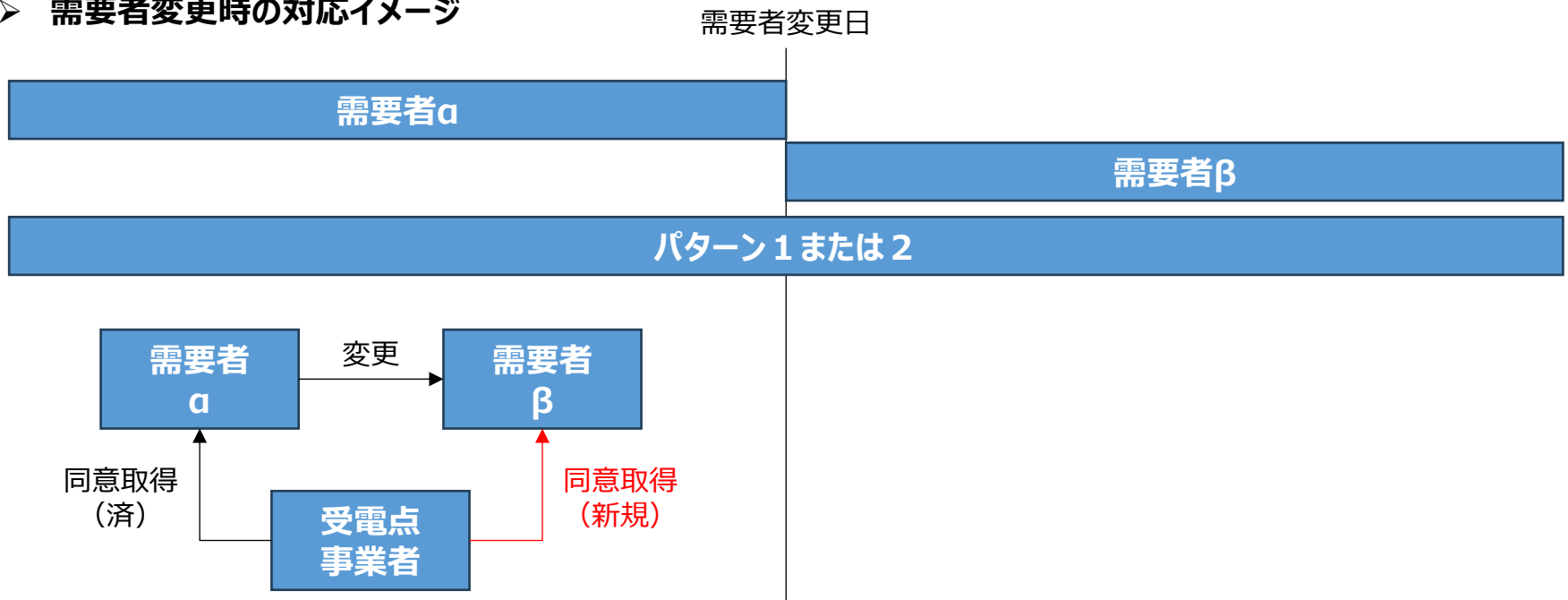
5-1. 特定計量システムのご利用に際して

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン1および2）

➤ 需要者または発電者からの同意取得について

- パターン1およびパターン2を利用するにあたって、需要者または発電者の名義、住所、機器点特定番号、機器点電力量、その他取引規程または利用規約において必要となる需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供または受電点事業者または利用事業者から当社が提供を受ける場合があります。
- 受電点事業者はパターン1およびパターン2の利用を開始する申込みに際して、あらかじめ需要者または発電者から「関係規程類において必要となる需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者等へ提供することおよび受電点事業者等から当社が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること」の承諾をえていただいたうえで申込みをしていただきます。また、当社が求めるときは、需要者または発電者が同意したことを確認できる契約書等における規定の写しを提出していただきます。
- また、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更される場合、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更された後も継続して本サービスの利用を希望する場合、需要者または発電者の変更前に上記の承諾を新たな需要者または発電者から取得いただく必要がございます。

➤ 需要者変更時の対応イメージ



6-1. 定義

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
電力SM	計量機能に加え、通信機能を備えた電力量計（スマートメーター）
電力SMシステム	電力SM、SM通信NW、HES、MDMSにより構成されるスマートメーターシステムの総称
HES	ヘッドエンドシステム（Head End System）
MDMS	メーターデータ管理システム（Meter Data Management System）
託送業務システム	託送料金の計算や小売電気事業者等への電力量提供用システム
特例計量器等	利用事業者が特定計量を行なうために設置する計量器
無線端末	SM通信NWに接続するために、特例計量器等と接続される無線装置（特例計量器等に内蔵される場合は、その無線機能をいう）
公開サーバ	一送が特例計量器等の計量データを小売電気事業者等に公開するためのサーバ装置
特定計量システム	特例計量器等、無線端末、電力SMシステム、公開サーバにより構成されるシステム全体の総称
機器点計量器等	当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および付属機器等で、電気事業法、計量法、特定計量（IoTルート）運用ガイドライン、特定計量制度に係るガイドライン、外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等（以下「IoTルートガイドライン等」という。）を遵守したもの
IoTルート	機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
特例計量器ID	特例計量器等を特定するためのIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
無線端末ID・認証ID	無線端末を特定するためのIDで、変更不可なものであり、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。
ペアリングID（Pairing ID）	IoTルートによる接続を行なうために当社が設定するIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
認証パスワード	IoTルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。なお、必要に応じて変更できるもの
検針データ	特例計量器等で計量され、IoTルートを介して当社へ伝送される積算電力量

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
受電点	電力SMが設置されている計量点
機器点	受電点より負荷側に位置し、特例計量器等が設置されている計量点
受電点事業者	特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行なっている小売電気事業者（受電点事業者と利用事業者が同一のケースも存在する）
利用事業者（機器点事業者）	特例計量器等の情報伝送にIoTルート経由で電力SMシステムを利用する事業者。（サービス提供事業者、アグリゲーター等）
需要者	託送供給等約款に定める需要者
発電者	託送供給等約款に定める発電者
契約者	託送供給等約款に定める契約者
機器点特定番号	機器点ごとに当社が発行する識別番号
需要場所	託送供給等約款に定める需要場所
供給地点	託送供給等約款に定める供給地点
受電地点	託送供給等約款に定める受電地点
接続供給契約	託送供給等約款に定める接続供給契約
発電量調整供給契約	託送供給等約款に定める発電量調整供給契約
予備送電サービス	託送供給等約款に定める予備送電サービス
機器点電力量	機器点で計量した検針データを用いて算定した電力量
機器点使用電力量	供給側の機器点電力量